1 請 負 業 者 名 : 株式会社淺沼組

2 工 事 件 名 : 正倉院事務所ほか新築第6回工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は,正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であ

り,一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから,一貫した施工が技術的に必要と判断され,工期の短縮,経費の節減,安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。

以上の理由により,会計法第29条の3第4項,予決令第102条の4第4号イに基づき,株式会社淺沼組と随意契約

を締結することとしたい。

1	契約年月日	平成 19 年 4 月 2 日
2	請負業者名	株式会社淺沼組
3	請負業者の住所	大阪市天王寺区東高津町12番6号
4	工 事 件 名	正倉院事務所ほか新築第6回工事
5	工事場所	奈良県奈良市雑司町 (正倉院内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 1 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請負金額	103,950,000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社大林組

2 工 事 件 名 : 賢所等改修第4回工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本件工事は,賢所等改修工事の継続工事である。

賢所等施設は,明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ,賢所,皇霊殿,神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり,宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため,施工にあたっては,当庁における施工実績を十分に有し,かつ,施工場所が皇居の特別地域内にあることから,御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件であり,本件工事に先だって行われた賢所等改修工事における重要な施設の工事を設定する建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど,これらの条件を全て満たす㈱大林組と随意契約を締結したものである。

また,本件工事は前工事に引き続き施工される工事で,前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること,さらに,前工事と本件工事とが一体の施設の整備等を目的とし,かつ,前工事と本件工事の施工者が異なる場合は,瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため,一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもある。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社大林組と随意契約を締結するものである。

1	契 約 年 月	日	平成 19 年 4 月 2 日
2	請り業者	名	株式会社 大林組東京本社
3	請負業者の何	主所	東京都港区港南2丁目15番2号
4	工 事 件	名	賢所等改修第4回工事
5	工事場	所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種	別	建築一式工事
7	工 事 概	要	改修工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 1 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請 負 金	額	330,750,000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社大林組

2 工 事 件 名 : 御所内装改修工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は,御所の公室棟の内装改修を行う工事である。

施工場所は、公室部分であるため、御動静、行事等の際に支障をきたすことなく限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、既存施設との意匠の整合性が厳しく求めなれる工事である。

められる工事である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく,確実に施工を完了させるためには,収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。

(株)大林組は,当該施設の新築及び改築工事を施工し,当該施設を熟知した唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結するこ

ととしたい。

1	契約年月日	平成 19 年 4 月 5 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本社
3	請負業者の住所	東京都港区港南2丁目15番2号
4	工 事 件 名	御所内装改修工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	内装改修工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 6 日
9	工 期(至)	平成 19 年 7 月 13 日
10	請負金額	14,175,000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社大林組

2 工 事 件 名 : 御所各所修繕工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は,御所各所の修繕を行う工事である。

施工場所は、御留守中の限られた時間内に工事を完了させることが求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく

求められる場所である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に

施工させる必要がある。

(株)大林組は,当該施設の新築及び改築工事を施工し,当該

施設を熟知した唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第 102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結するこ

ととしたい。

1	契約年月日	平成 19 年 5 月 17 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本社
3	請負業者の住所	東京都港区港南2丁目15番2号
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	内装改修工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 5 月 18 日
9	工 期(至)	平成 19 年 6 月 8 日
10	請負金額	11,550,000 円

1 請 負 業 者 名 : 荏原テクノサーブ株式会社

2 工 事 件 名 : 御所加圧給水ポンプユニット改修工事

3 随意契約理由: 本工事は,御所に設置されている加圧給水ポンプユニット

の制御機器を取り替える工事である。

施工対象は,インバーター,CPU基板等で,ポンプの運転制御,水量・水圧の維持に欠かせない機器であり,各種機器との連動を動作を司る重要なものである。また,当該設備は製造者の設計による独自性の高い設備であることから,当該設備を製造した者以外に施工させた場合,当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。

荏原テクノサーブ(株は,当該設備を設計・製造及び施工した会社であり,当該設備を熟知した唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結するこ

ととしたい。

1	契約年月日	平成 19 年 5 月 21 日
2	請負業者名	荏原テクノサーブ株式会社
3	請負業者の住所	東京都大田区羽田5丁目1番13号
4	工 事 件 名	御所加圧給水ポンプユニット改修工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	管工事
7	工 事 概 要	御所加圧ポンプユニット改修工事
8	工期(自)	平成 19 年 5 月 22 日
9	工 期(至)	平成 19 年 6 月 8 日
10	請負金額	2,520,000 円

1 請 負 業 者 名 : 清水建設株式会社

I 事 件 名 2 宮殿長和殿各所保全整備工事

3 随意契約理由 本工事は,宮殿長和殿中車寄ほか絨毯敷き替え,西廊下木

部塗装等を行う工事である。

宮殿は,国家的行事の行われる国を象徴する建物という特 殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣 議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した 造営工事に先立っての業者選定において, 宮殿という他に類 例を見ない芸術的特殊建造物であることから,造営工事の優 秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の 実績を有し,かつ,資力・信用・技術が他業者と隔絶してい る共同企業体5社(㈱大林組,鹿島建設㈱,清水建設㈱,大 成建設㈱,㈱竹中工務店)と随意契約を締結することが決定 され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの 工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。

清水建設株式会社は,本工事における責任区分の範囲にお いて,宮殿造営当時から施工管理し,その状況を十分熟知し 現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施す

ることのできる唯一の業者である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第 102条の4第3号に基づき,上記業者と随意契約を締結す ることとしたい。

1	契約年月日	平成 19 年 6 月 13 日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事 件 名	宮殿長和殿各所保全整備工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	修繕工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 6 月 14 日
9	工 期(至)	平成 19 年 10 月 31 日
10	請負金額	23,100,000 円

1 請 負 業 者 名 : 第一工業株式会社

2 工 事 件 名 : 赤坂設備センター新築機械設備工事

3 随 意 契 約 理 由 :

本件工事は,平成17年度から4ヵ年で計画した第3ヵ年目の赤坂設備センター新築工事のうち,機械設備工事に関するものである。

当該設備センター新築工事において,2ヵ年目までは建築・設備一体工事として,当初の指名競争入札により契約した安藤建設㈱と随意契約を行ってきた。ところが,平成19年度工事についての見積合わせの際,突如同社が辞退をし,契約が不成立となってしまったことから,新たな契約形態を検討する必要性が発生した。

本件工事場所は東宮御所に隣接し、密接な関係にあることから、工事を万全の体制で遂行する必要がある。そのためには、分離発注することなく一括管理にて工事を進捗させなければならない。また、設備工事については、前回工事からの継続工事であるので、一体的な設備システムの構築を目的とするものであり、前回工事と密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が必要である。

これらのことから,本件工事における工期の短縮,経費の削減,安全・円滑・適切な施工の確保や,前回工事と本件工事の施工者が異なる場合に発生しやすい,瑕疵担保責任範囲の不明確さの軽減を確保する上でも,前年度工事までの機械設備工事を一括して施工・管理を行った下請負者以外のものに施工させることは不利と認められる。

第一工業㈱は,赤坂設備センター新築工事において,安藤 建設㈱の下請負者として,平成17年度及び平成18年度の 機械設備工事の施工・管理を一括して行ってきた。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イに基づき、第一工業株式会社と随意契約を締結することとしたい。

1	契約年月日	平成 19 年 6 月 19 日
2	請負業者名	第一工業株式会社
3	請負業者の住所	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
4	工 事 件 名	赤坂設備センター新築機械設備工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	管工事
7	工 事 概 要	機械設備工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 6 月 20 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請負金額	53,550,000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社関電工

2 工 事 件 名 : 赤坂設備センター新築電気設備ほか工事

3 随意契約理由:

本件工事は,平成17年度から4ヵ年で計画した第3ヵ年目の赤坂設備センター新築工事のうち,電気設備及び建築工事に関するものである。

当該設備センター新築工事において,2ヵ年目までは建築・設備一体工事として,当初の指名競争入札により契約した安藤建設㈱と随意契約を行ってきた。ところが,平成19年度工事についての見積合わせの際,突如同社が辞退をし,契約が不成立となってしまったことから,新たな契約形態を検討する必要性が発生した。

本件工事場所は東宮御所に隣接し、密接な関係にあることから、工事を万全の体制で遂行する必要がある。そのためには、分離発注することなく一括管理にて工事を進捗させなければならない。また、設備工事については、前回工事からの継続工事であるので、一体的な設備システムの構築を目的とするものであり、前回工事と密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が必要である。

これらのことから,本件工事における工期の短縮,経費の削減,安全・円滑・適切な施工の確保や,前回工事と本件工事の施工者が異なる場合に発生しやすい,瑕疵担保責任範囲の不明確さの軽減を確保する上でも,前年度工事までの電気設備工事を一括して施工・管理を行った下請負者以外のものに施工させることは不利と認められる。

(株)関電工は,赤坂設備センター新築工事において,安藤建設(株)の下請負者として,平成17年度及び平成18年度の電気設備工事の施工・管理を一括して行っており,さらにその他工事に十分対応できる実力と資格を有している。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イに基づき、(株)関電工と随意契約を締結することとしたい。

1	契約年月	日	平成 19 年 6 月 20 日
2	請り業者	名	株式会社関電工
3	請負業者の住	所	東京都港区芝浦4丁目8番33号
4	工 事 件	名	赤坂設備センター新築電気設備ほか工事
5	工事場	所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種	別	電気工事
7	工 事 概	要	電気設備工事,建築工事各一式
8	工 期(自])	平成 19 年 6 月 21 日
9	工 期(至	≦)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請負金	額	74,550,000 円

1 請 負 業 者 名 : 清水建設株式会社

2 工 事 件 名 : 秋篠宮邸増築工事

3 随意契約理由: 本工事は、秋篠宮邸私室棟の居室部分を増築し、更に1階

及び2階私室部分とを通路にて接続することにより、増築部

分の利便性・機能性を高める工事である。

本工事は,皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり,施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分であるため,御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ,また,既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく,確実に施工を完了させるためには,収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。

清水建設㈱は,当該施設等の新築及び増築・改築工事を施工し,当該施設を熟知した唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

1	契約年月日	平成 19 年 6 月 22 日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸増築工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	増築ほか工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 6 月 25 日
9	工 期(至)	平成 19 年 8 月 10 日
10	請負金額	66,150,000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社竹中工務店

2 工 事 件 名 : 三笠宮邸網戸サッシ改修工事

3 随意契約理由: 本工事は,三笠宮邸御殿の各応接室及び御居間等の網戸を

改修するものである。

皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり,施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分であるため,御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ,また,既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく,確実に施工を完了させるためには,収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。

(株)竹中工務店は,当該施設等の新築及び改築工事を施工し,当該施設を熟知した唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第 102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

1	契約年月日	平成 19 年 6 月 28 日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工 事 件 名	三笠宮邸網戸サッシ改修工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	三笠宮邸網戸サッシ改修一式
8	工 期(自)	平成 19 年 6 月 29 日
9	工 期(至)	平成 19 年 8 月 31 日
10	請負金額	4,095,000 円

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成 19 年 4 月 5 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本社
3	請負業者の住所	東京都港区港南2丁目15番2号
4	工 事 件 名	御所内装改修工事第1回变更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事,電気設備工事各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 6 日
9	工 期(至)	平成 19 年 7 月 13 日
10	原契約請負金額	14,175,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	平成 19 年 7 月 3 日
12	変 更 後 工 期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変 更 増 減 請 負 金 額	1,260,000 円
14	変 更 後 請 負 金 額	15,435,000 円
15	变 更 理 由	1.建築工事 変更 水洗柱の詳細な施工図レベルでの収まりを検討した結果,仕様を変更 する。さらに,今回の改修工事で天井裏の設備配管が整備されたので,以降のメンテナンスのためにキャットウォークを追加設置する。また,防滑製ビニル床シート材料を当初のものより性能の高いものに変更し,目隠し用にプラインドを追加する。 2.電気設備工事 変更 機能性向上のため,工期途中で浴室液晶テレビをメーカーがアナログから地上デジタル対応の製造に切り替えたため変更する。また,緊急連絡用にインターホン設備を追加する。

1 請 負 業 者 名 : 株式会社日立ビルシステム

2 工 事 件 名 : 那須御用邸エレベーター自動着床装置取設ほか工事

3 随意契約理由:

本工事は,那須御用邸既設工レベーター設備の制御盤を改造して自動着床装置(停電時管制運転装置・地震時管制運転 装置)を取り設け,併せて同設備に耐震対策を施すものである。

当該エレベーター自動着床装置の取設等は,当該エレベーター設備が停電時及び地震時に乗員の安全を確保するための機能の付加と,地震時にも当該設備が運転機能を維持出来るように補強部材を取り付けるものであるが,当該エレベーター設備は製造者の設計による独自性の高い設備であることから,当該工事を製造者以外の者に任せた場合,その機能に著しい支障が生じる恐れがある。

(株)日立ビルシステムは当該設備を設計・製造した(株)日立製作所の系列会社で、(株)日立製作所が製造した機器に関する工事を担当する会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

1	契約	年 月	田	平成 19 年 7 月 6 日
2	請負	業者	名	株式会社日立ビルシステム
3	請負業	者の住	上所	東京都千代田区神田美土代町7番地
4	工 事	件	名	那須御用邸エレベーター自動着床装置取設ほか工事
5	工 事	場	所	栃木県那須郡那須町湯本(那須御用邸内)
6	工 事	種	別	機械器具設置工事
7	工 事	概	要	自動着床装置取設ほか工事一式
8	I	期(日	自)	平成 19 年 7 月 7 日
9	I	期(至)	平成 19 年 8 月 24 日
10	請負	金	額	2,751,000 円

1 請 負 業 者 名 : 鹿島建設株式会社

2 工 事 件 名 : 宮殿豊明殿各所保全整備工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は,宮殿豊明殿クロークホールほかの絨毯敷替,厨

房床の排水蓋改修を行う工事である。

宮殿は,国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から,昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり,昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において,宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから,造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し,かつ,資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(㈱大林組,鹿島建設㈱,精水建設㈱,大成建設㈱,㈱竹中工務店)と随意契約を締結することが決定され,その施工にあたっては,共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。

鹿島建設株式会社は,本工事における責任区分の範囲において,宮殿造営当時から施工管理し,その状況を十分熟知し現在に至っていることから,本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。

1	契約年月 日	日	平成 19 年 7 月 13 日
2	請り業者	名	鹿島建設株式会社東京建築支店
3	請負業者の住戶	斩	東京都港区元赤坂一丁目3番8号
4	工事件。	名	宮殿豊明殿各所保全整備工事
5	工事場	斩	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工事種類	別	建築一式工事
7	工事概	要	絨毯敷替,排水蓋改修各一式
8	工 期(自))	平成 19 年 7 月 14 日
9	工 期(至))	平成 19 年 10 月 12 日
10	請負金額	額	7,875,000 円

変更契約調書

第1回変更

		カ・ロ 交 丈
1	請負契約年月日	平成 19 年 6 月 22 日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸増築工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	増築ほか工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 6 月 25 日
9	工 期(至)	平成 19 年 8 月 10 日
10	原契約請負金額	66,150,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	平成 19 年 7 月 13 日
12	変 更 後 工 期(至)	平成 19 年 9 月 10 日
13	変 更 増 減 請 負 金 額	4,095,000 円
14	変 更 後 請 負 金 額	70,245,000 円
15	变 更 理 由	一般のプレハブ造建物として増築建物設計がほぼ完了した後,それに続く積算・契約手続を進めてきたところであるが、増築建物部分の利用方法等を再検証した結果,本体と同様の耐火建築物構造にすることや、増築部分を防火戸で区画することなどが,施設全体としての安全性・機能性等の面で,より望ましいものと判断した。このため、主要構造体に関わる部分並びに防火戸を変更するものである。また、現地縄張りの結果,既存地中工作物が基礎構造に緩衝することが判明したため,基礎構造の変更を併せて行うものである。

1 請 負 業 者 名 : 清水建設株式会社

2 工 事 件 名 : 東宮御所浴槽取替ほか修繕工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は,東宮御所私室棟各所の不具合箇所の修繕並びに 経年劣化した浴槽の取替工事などを実施するものである。

施工場所は御生活に直接関わる部分であるため,御動静等に配慮しつつ限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められる。また,既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく,確実に施工を完了させるためには,収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。

清水建設(株は,当該施設等の新築及び改築工事を施工し, 当該施設を熟知した唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

1	契 約 年	月日	平成 19 年 7 月 18 日
2	請り	者名	清水建設株式会社
3	請負業者(の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工事	牛 名	東宮御所浴槽取替ほか修繕工事
5	工事力	易 所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工事和	重 別	建築一式工事
7	工事村	既要	建築工事,機械設備工事各一式
8	工	月(自)	平成 19 年 7 月 19 日
9	工	月(至)	平成 19 年 9 月 21 日
10	請負	金額	3,045,000 円

変更契約調書

第1回変更

		为「 <u>日</u> 交义
1	請負契約年月日	平成 19 年 4 月 17 日
2	請負業者名	河津建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	静岡県下田市中411番地の1
4	工 事 件 名	須崎御用邸カニ沢斜面復旧ほか工事第1回変更
5	工 事 場 所	静岡県下田市須崎(須崎御用邸内)
6	工 事 種 別	土木一式工事
7	工 事 概 要	土木工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 18 日
9	工 期(至)	平成 19 年 7 月 31 日
10	原契約請負金額	9,870,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	平成 19 年 7 月 24 日
12	変 更 後 工 期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変 更 増 減 請 負 金 額	787,500 円
14	変 更 後 請 負 金 額	10,657,500 円
15	変 更 理 由	1 . 土木工事 変更 かご枠を設置する箇所を掘削した際に,表土下に軟弱な地盤が確認され,この状況ではかご枠が設置できなかったため,基礎ぐりの設置及び段数を変更する。 また,フェンスについて,フェンスの設置箇所は既存フェンスの劣化範囲としていたが,既存フェンスは竹藪内に設置してあったため,当初計画では確認できる範囲のみとしていた。しかし,工事による竹藪伐採後,既存フェンスが抜けている箇所が確認されたため,延長の変更をする。 さらに,崩壊土砂撤去後,散策路沿いに湧水が確認されたため,崩壊防止のため暗渠を追加設置する。

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成 19 年 4 月 5 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本社
3	請負業者の住所	東京都港区港南2丁目15番2号
4	工 事 件 名	御所内装改修工事第1回变更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事,電気設備工事各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 6 日
9	工 期(至)	平成 19 年 7 月 13 日
10	原契約請負金額	14,175,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	平成 19 年 7 月 3 日
12	変 更 後 工 期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変 更 増 減 請 負 金 額	1,260,000 円
14	変 更 後 請 負 金 額	15,435,000 円
15	变 更 理 由	1.建築工事 変更 水洗柱の詳細な施工図レベルでの収まりを検討した結果,仕様を変更 する。さらに,今回の改修工事で天井裏の設備配管が整備されたので,以降のメンテナンスのためにキャットウォークを追加設置する。また,防滑製ビニル床シート材料を当初のものより性能の高いものに変更し,目隠し用にプラインドを追加する。 2.電気設備工事 変更 機能性向上のため,工期途中で浴室液晶テレビをメーカーがアナログから地上デジタル対応の製造に切り替えたため変更する。また,緊急連絡用にインターホン設備を追加する。

1 請 負 業 者 名 : 株式会社日立ビルシステム

2 工 事 件 名 : 那須御用邸エレベーター自動着床装置取設ほか工事

3 随意契約理由:

本工事は,那須御用邸既設工レベーター設備の制御盤を改造して自動着床装置(停電時管制運転装置・地震時管制運転 装置)を取り設け,併せて同設備に耐震対策を施すものである。

当該エレベーター自動着床装置の取設等は,当該エレベーター設備が停電時及び地震時に乗員の安全を確保するための機能の付加と,地震時にも当該設備が運転機能を維持出来るように補強部材を取り付けるものであるが,当該エレベーター設備は製造者の設計による独自性の高い設備であることから,当該工事を製造者以外の者に任せた場合,その機能に著しい支障が生じる恐れがある。

(株)日立ビルシステムは当該設備を設計・製造した(株)日立製作所の系列会社で、(株)日立製作所が製造した機器に関する工事を担当する会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

1	契約	年月	日	平成 19 年 7 月 6 日
2	請負	業者	名	株式会社日立ビルシステム
3	請負業	者の住	自所	東京都千代田区神田美土代町7番地
4	工 事	件	名	那須御用邸エレベーター自動着床装置取設ほか工事
5	工 事	場	所	栃木県那須郡那須町湯本(那須御用邸内)
6	工 事	種	別	機械器具設置工事
7	工 事	概	要	自動着床装置取設ほか工事一式
8	I	期(Ⅰ	自)	平成 19 年 7 月 7 日
9	I	期(至)	平成 19 年 8 月 24 日
10	請負	金	額	2,751,000 円

1 請 負 業 者 名 : 鹿島建設株式会社

2 工 事 件 名 : 宮殿豊明殿各所保全整備工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は,宮殿豊明殿クロークホールほかの絨毯敷替,厨

房床の排水蓋改修を行う工事である。

宮殿は,国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から,昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり,昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において,宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから,造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し,かつ,資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(㈱大林組,鹿島建設㈱,精水建設㈱,大成建設㈱,㈱竹中工務店)と随意契約を締結することが決定され,その施工にあたっては,共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。

鹿島建設株式会社は,本工事における責任区分の範囲において,宮殿造営当時から施工管理し,その状況を十分熟知し現在に至っていることから,本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。

1	契約年月 日	日	平成 19 年 7 月 13 日
2	請り業者	名	鹿島建設株式会社東京建築支店
3	請負業者の住戶	斩	東京都港区元赤坂一丁目3番8号
4	工事件。	名	宮殿豊明殿各所保全整備工事
5	工事場	斩	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工事種類	别	建築一式工事
7	工事概	要	絨毯敷替,排水蓋改修各一式
8	工 期(自))	平成 19 年 7 月 14 日
9	工 期(至))	平成 19 年 10 月 12 日
10	請負金額	額	7,875,000 円

変更契約調書

第1回変更

		カ・ロ 交 丈
1	請負契約年月日	平成 19 年 6 月 22 日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸増築工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	増築ほか工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 6 月 25 日
9	工 期(至)	平成 19 年 8 月 10 日
10	原契約請負金額	66,150,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	平成 19 年 7 月 13 日
12	変 更 後 工 期(至)	平成 19 年 9 月 10 日
13	変 更 増 減 請 負 金 額	4,095,000 円
14	変 更 後 請 負 金 額	70,245,000 円
15	变 更 理 由	一般のプレハブ造建物として増築建物設計がほぼ完了した後,それに続く積算・契約手続を進めてきたところであるが、増築建物部分の利用方法等を再検証した結果,本体と同様の耐火建築物構造にすることや、増築部分を防火戸で区画することなどが,施設全体としての安全性・機能性等の面で,より望ましいものと判断した。このため、主要構造体に関わる部分並びに防火戸を変更するものである。また、現地縄張りの結果,既存地中工作物が基礎構造に緩衝することが判明したため,基礎構造の変更を併せて行うものである。

1 請 負 業 者 名 : 清水建設株式会社

2 工 事 件 名 : 東宮御所浴槽取替ほか修繕工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は,東宮御所私室棟各所の不具合箇所の修繕並びに 経年劣化した浴槽の取替工事などを実施するものである。

施工場所は御生活に直接関わる部分であるため,御動静等に配慮しつつ限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められる。また,既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく,確実に施工を完了させるためには,収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。

清水建設(株は,当該施設等の新築及び改築工事を施工し, 当該施設を熟知した唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

1	契約	年 月	日	平成 19 年 7 月 18 日
2	請負	業者	名	清水建設株式会社
3	請負業	者のほ	主所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事	件	名	東宮御所浴槽取替ほか修繕工事
5	工 事	場	所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事	種	別	建築一式工事
7	工 事	概	要	建築工事,機械設備工事各一式
8	I	期 (自)	平成 19 年 7 月 19 日
9	I	期(至)	平成 19 年 9 月 21 日
10	請負	金	額	3,045,000 円

変更契約調書

第1回変更

		为「 <u>日</u> 交义
1	請負契約年月日	平成 19 年 4 月 17 日
2	請負業者名	河津建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	静岡県下田市中411番地の1
4	工 事 件 名	須崎御用邸カニ沢斜面復旧ほか工事第1回変更
5	工 事 場 所	静岡県下田市須崎(須崎御用邸内)
6	工 事 種 別	土木一式工事
7	工 事 概 要	土木工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 18 日
9	工 期(至)	平成 19 年 7 月 31 日
10	原契約請負金額	9,870,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	平成 19 年 7 月 24 日
12	変 更 後 工 期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変 更 増 減 請 負 金 額	787,500 円
14	変 更 後 請 負 金 額	10,657,500 円
15	変 更 理 由	1 . 土木工事 変更 かご枠を設置する箇所を掘削した際に,表土下に軟弱な地盤が確認され,この状況ではかご枠が設置できなかったため,基礎ぐりの設置及び段数を変更する。 また,フェンスについて,フェンスの設置箇所は既存フェンスの劣化範囲としていたが,既存フェンスは竹藪内に設置してあったため,当初計画では確認できる範囲のみとしていた。しかし,工事による竹藪伐採後,既存フェンスが抜けている箇所が確認されたため,延長の変更をする。 さらに,崩壊土砂撤去後,散策路沿いに湧水が確認されたため,崩壊防止のため暗渠を追加設置する。

1 請 負 業 者 名 : 東京ガス株式会社

2 I 事 件 名 : 皇居総合倉庫ほか埋設ガス配管改修工事

本工事は,皇居総合倉庫,第5変電所へ都市ガスを供給するための地中埋設配管のうち,劣化した鋼製配管の箇所をポ 3 随意契約理由:

リエチレン製配管に改修するものである。

本工事は、ガス事業法に基づき許可を受けた事業者である 東京ガス㈱に施工者が特定されるため。(会計法第29条の

3第4項)

1	契約年月	日	平成 19 年 8 月 7 日
2	請り業者:	名	東京瓦斯株式会社首都圏西導管事業部南部内管保安センター
3	請負業者の住り	所	東京都港区南麻布2-5-19
4	工事件:	名	皇居総合倉庫ほか埋設ガス配管改修工事
5	工事場	所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工事種	別	管工事
7	工事概	要	ガス配管改修工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 8 月 8 日
9	工 期(至)	平成 19 年 10 月 31 日
10	請負金	額	6,252,750 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社大林組

2 工 事 件 名 : 宮殿表御座所控室裂地張替その他工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は,宮殿表御座所控室裂地張替,西車寄電灯整備, 連翠池排水口蓋取替及び周囲石修繕を行う工事である。

宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店)と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。

(株大林組は,本工事における責任区分の範囲において,宮殿造営当時から施工管理し,その状況を十分熟知し現在に至っていることから,本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。(会計法第29条の3第4項)

1	契約年月日	平成 19 年 8 月 7 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本社
3	請負業者の住所	東京都港区港南2丁目15番2号
4	工 事 件 名	宮殿表御座所控室裂地張替その他工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事,電気設備工事各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 8 月 8 日
9	工 期(至)	平成 19 年 10 月 31 日
10	請負金額	4,095,000 円

1	請負契約年月日	平成 19 年 6 月 22 日
2	請り業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸増築工事第2回変更
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	増築ほか工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 6 月 25 日
9	工 期(至)	平成 19 年 9 月 10 日
10	既 契 約 請 負 金 額	70,245,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	平成 19 年 8 月 24 日
12	変 更 後 工 期(至)	工期(至)は,第1回変更のとおり
13	変 更 増 減 請 負 金 額	6,930,000 円
14	変 更 後 請 負 金 額	77,175,000 円
15	变 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1.建築工事 変更 第1回の設計変更で建物全体を耐火鉄骨造に仕様変更したことに伴い,各部の開口寸法形状を変更する。 また,屋上通路及び屋上渡廊下が設置されることにより,今後予想される屋上防水改修の施行が困難になると考えられる部分について,耐久性向上を図るため,既存防水層を補強する。

1	請負契約年月日	平成 19 年 7 月 18 日
2	請り業者名	清水建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事 件 名	東宮御所浴槽取替ほか修繕工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事,機械設備工事各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 7 月 19 日
9	工 期(至)	平成 19 年 9 月 21 日
10	原契約請負金額	3,045,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	平成 19 年 9 月 14 日
12	変 更 後 工 期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変 更 増 減 請 負 金 額	283,500 円
14	変 更 後 請 負 金 額	3,328,500 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1.建築工事 原設計時に於いて,既存浴槽撤去に伴いエプロンブロック積撤去が必要と思われたが,施工時に残置可能な事が判明したため撤去を取り止めた。また,上記に伴いタイル張の張替数量も減少した。 さらに,既存天井仕上裂地の一部を剥がし,裂地及び下地の状況を詳細に調査した結果,原設計の既製品を取り止め,在来の仕様と同様の改修とすることとした。

		·
1	請負契約年月日	平成 19 年 6 月 13 日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工 事 件 名	宮殿正殿松の間可動パネル壁修繕工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	可動パネル壁修繕一式
8	工 期(自)	平成 19 年 6 月 14 日
9	工 期(至)	平成 19 年 10 月 31 日
10	原契約請負金額	2, 257, 500 円
11	変更契約年月日	平成 19 年 10 月 9 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	-31,500 円
14	変更後請負金額	2, 226, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 可動パネル壁修繕 駆動装置は取り付けたまま点検調整を行えたため、取り外し復旧を取り止める。 また、木製建具は取外さず、可動パネル壁の取り外しが可能だったため、木製建具の取り外し復旧(裂地剥がし、復旧共)を取り止める。 さらに、ハンドル回転軸を松の間側から取り外す事としていたが、現状は躯体等があり前室側から外さなければならず、既存壁をカットし、幕板(扉付き)取付を追加する。

1		平成 19 年 5 月 28 日
		A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR
2	請負業者名	株式会社蛭田植物園
3	請負業者の住所	東京都世田谷区北沢5-1-4
4	工 事 件 名	常盤松御用邸ほか庭園管理工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東(常盤松御用邸内)ほか
6	工 事 種 別	造園工事
7	工 事 概 要	園地管理工, 植栽工, 樹木手入工, 樹木伐採工各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 5 月 29 日
9	工 期(至)	平成 19 年 12 月 3 日
10	原契約請負金額	3, 465, 000 円
11	変更契約年月日	平成 19 年 10 月 22 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	89, 250 円
14	変更後請負金額	3, 554, 250 円
15	変 更 理 由	主な変更理由は以下のとおりです。 1. 草地管理工 今年度行われた生物調査により、都心部では稀少となった蝶が本工事 対象地域で確認された。当該生物調査の報告を受け、その蝶の生態保護 等を考慮し、通常3回行っている草刈工事を当初は1回としていた。し かし直近の調査で、10月中であれば草刈を行っても問題ないとの回答 が得られたため、庭園の維持管理上及び防火等の観点から、当初組み込む事が出来なかった草刈工事を、本工事施工期間中に追加工事として変 更するものである。

1 請 負 業 者 名 : 株式会社関電工

2 工 事 件 名 : 赤坂設備センター新築電気設備ほか第2回工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は,前回工事からの継続工事であり,建物一体の

電気設備の構築を目的とする工事であること,前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから,一貫した施工が技術的に必要と判断され,工期の短縮,経費の節減,安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。

(会計法第29条の3第4項)

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 10 月 30 日
2	請負業者名	株式会社関電工
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦4丁目8番33号
4	工 事 件 名	赤坂設備センター新築電気設備ほか第2回工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	電気工事
7	工 事 概 要	電気設備工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 10 月 31 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請負金額	33, 600, 000 円

1 請 負 業 者 名 : 第一工業株式会社

2 工 事 件 名 : 赤坂設備センター新築機械設備第2回工事

3 随意契約理由:

本件工事は、平成17年度から4ヵ年で計画した第3ヵ年目の赤坂設備センター新築工事のうち、機械設備工事に関するものである。

当該設備センター新築工事において、2ヵ年目までは建築・設備一体工事として、当初の指名競争入札により契約した安藤建設㈱と随意契約を行ってきた。ところが、平成19年度工事についての見積合わせの際、突如同社が辞退をし、契約が不成立となってしまったことから、新たな契約形態を検討する必要性が発生した。

本件工事場所は東宮御所に隣接し、密接な関係にあることから、工事を万全の体制で遂行する必要がある。そのためには、分離発注することなく一括管理にて工事を進捗させなければならない。また、設備工事については、前回工事からの継続工事であるので、一体的な設備システムの構築を目的とするものであり、前回工事と密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が必要である。

これらのことから、本件工事における工期の短縮、経費の削減、安全・円滑・適切な施工の確保や、前回工事と本件工事の施工者が異なる場合に発生しやすい、瑕疵担保責任範囲の不明確さの軽減を確保する上でも、前年度工事までの機械設備工事を一括して施工・管理を行った下請負者以外のものに施工させることは不利と認められる。

第一工業㈱は、赤坂設備センター新築工事において、安藤建設㈱の下請負者として、平成17年度及び平成18年度の機械設備工事の施工・管理を一括して行ってきたため。(会計法第29条の3第4項)

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 11 月 8 日
2	請負業者名	第一工業株式会社
3	請負業者の住所	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
4	工 事 件 名	赤坂設備センター新築機械設備第2回工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	管工事
7	工 事 概 要	機械設備工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 11 月 9 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請負金額	60, 900, 000 円

1 請 負 業 者 名 : 大成建設株式会社

2 工 事 件 名 : 宮殿東庭敷石修繕その他工事

3 随意契約理由:

本工事は、宮殿東庭敷石修繕、地下駐車場錠前取替及 び松の塔照明器具取替を行う工事である。

宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店)と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。

大成建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。(会計法第29条の3第4項)

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 11 月 13 日
2	請負業者名	大成建設株式会社東京支店
3	請負業者の住所	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
4	工 事 件 名	宮殿東庭敷石修繕その他工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工事種別	建築一式工事
7	工 事 概 要	東庭敷石修繕ほか各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 11 月 14 日
9	工 期(至)	平成 20 年 1 月 18 日
10	請負金額	3, 570, 000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社淺沼組

2 工 事 件 名 : 正倉院事務所ほか新築第7回工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、前回工事からの継続工事であり、一体の構造物

の構築等を目的とする工事であること及び前回工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29

条の3第4項)

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 11 月 22 日
2	請負業者名	株式会社淺沼組
3	請負業者の住所	大阪市天王寺区東高津町12番6号
4	工 事 件 名	正倉院事務所ほか新築第7回工事
5	工事場所	奈良県奈良市雑司町 (正倉院内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 11 月 23 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請負金額	66, 150, 000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社新幸建設

2 工 事 件 名 : 葉山御用邸自動車車庫改築ほか工事

3 随意契約理由: 上記件名について,平成19年10月19日に指名競争

入札を行う予定であったが、指名通知を行った4社のうち 入札前日までに1社を除き、指名した業者すべてが入札辞 退を申し出てきたため、本件入札には競争性があるとはい えなくなり、入札を執行することが出来なくなった。

そのため、同年11月21日に再度の指名通知を行った 業者と入札を行ったが、いずれの業者も予定価格に達せな

いまま最終的に辞退となった。

今回の工事期間を考慮した場合、既に二度の入札機会を設けており、期間内に終わらせることは非常に困難な状況であることから、これまで2度の入札において唯一入札を辞退しておらず、かつ1度目の入札時に積算をしていたため。(予決令第99条の2)

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 12 月 5 日
2	請負業者名	株式会社新幸建設
3	請負業者の住所	逗子市山の根3丁目5番22号
4	工 事 件 名	葉山御用邸自動車車庫改築ほか工事
5	工事場所	神奈川県三浦郡葉山町一色(葉山御用邸内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	自動車車庫改築ほか一式
8	工 期(自)	平成 19 年 12 月 6 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請負金額	56, 700, 000 円

1 請 負 業 者 名 : 清水建設株式会社

2 工 事 件 名 : 秋篠宮邸各所改修工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、秋篠宮邸内各所の改修及び修繕を行う工事である。

本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分に隣接しているため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく,確実に施工を完了させるためには,収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。

清水建設㈱は、当該施設等の新築及び増築・改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 1 月 28 日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸各所改修工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	北側バルコニー前室改修工事ほか各一式
8	工 期(自)	平成 20 年 1 月 29 日
9	工 期(至)	平成 20 年 2 月 20 日
10	請 負 金 額	3, 780, 000 円

1 請 負 業 者 名 : テクノ矢崎株式会社

2 工 事 件 名 : 楽部庁舎ほか冷温水発生機修理工事

3 随意契約理由: 本工事は、楽部庁舎、書陵部庁舎、窓明館、豊島岡参集

所及び御料牧場事務所に設置してある空調用冷温水発生機の主要部品である燃焼機器及び電装機器の取り替えを行う

工事である。

本工事では、製造者が作成した技術資料に基づき改修を行い、製造者が設計したCPU基板から各種情報を専用機器で読み込みながら試運転調整を行わなければならないため、製造時の技術資料及びデータ等を保有し、他社では知り得ない当該設備の内部構造、製造システム等に精通している製造者でなければ、本工事を行うことは困難である。これらのことから、当該設備を製造した者以外に施工させた場合、機器が適切に動作しない等、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。

テクノ矢崎㈱は、当該設備を設計・製造及び施工した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。(会

計法第29条の3第4項)

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 2 月 5 日
2	請負業者名	テクノ矢崎株式会社
3	請負業者の住所	東京都品川区南品川二丁目2番10号
4	工 事 件 名	楽部庁舎ほか冷温水発生機修理工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)ほか
6	工 事 種 別	管工事
7	工 事 概 要	楽部庁舎ほか各所冷温水発生機修理一式
8	工 期(自)	平成 20 年 2 月 6 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 24 日
10	請負金額	5, 670, 000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社竹中工務店

2 工 事 件 名: 高円宮邸車寄スロープ床改修ほか工事

3 随意契約理由: 本工事は、高円宮邸の正面玄関車寄床改修及び女子職員

作業室床張替等の内装改修を行うものである。

本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持する に相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生 活に直接関わる場所であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既 存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に 施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した

者に施工させる必要がある。

㈱竹中工務店は、当該施設等の新築及び改修工事を施工 し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。(会計法 第29条の3第4項)

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 2 月 6 日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工 事 件 名	高円宮邸車寄スロープ床改修ほか工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂 (赤坂御用地内)
6	工事種別	建築一式工事
7	工 事 概 要	車寄スロープ床改修,各所内装改修各一式
8	工 期(自)	平成 20 年 2 月 7 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 28 日
10	請負金額	4, 200, 000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社大林組

2 工 事 件 名: 宮殿表御座所建具改修工事

3 随意契約理由: 本工事は、宮殿表御座所建具改修を行う工事である。

> 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という 特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事につい て閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着 工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿とい う他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造 営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界に おいて最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業 者と隔絶している共同企業体5社(㈱大林組, 鹿島建設 ㈱,清水建設㈱,大成建設㈱,㈱竹中工務店)と随意契約 を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同 企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を

もって竣工したものである。

㈱大林組は、本工事における責任区分の範囲において、 宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在 に至っていることから, 本工事を安全かつ確実に実施する ことのできる唯一の業者であるため。(会計法第29条の 3第4項)

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 2 月 19 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本社
3	請負業者の住所	東京都港区港南2丁目15番2号
4	工 事 件 名	宮殿表御座所建具改修工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	宮殿表御座所建具改修一式
8	工 期(自)	平成 20 年 2 月 20 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	3, 885, 000 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社富士通ビジネスシステム

2 工 事 件 名 : 赤坂東邸電話交換機改修工事

3 随意契約理由: 本工事は、赤坂東邸に設置されている既存電話交換機の

回線増設と各種設定を行う工事である。

施工対象の電話交換機は、製造者が設計したCPU基板 等で構成されており、製造者の設計による独自性の高い設 備である。本工事では、機器設定でプログラムデータの入 力を要するため、製造時の技術資料及びデータ等を保有 し,他社では知り得ない当該設備の内部構造,制御システ ム等に精通している既設機器を製造した者でなければ、回 線増設及び各種設定を行うことは困難である。

また, 当該設備を製造した者以外に施工させた場合, シ ステムが適切に対応動作しない等, 当該設備の運転に著しい 支障が生じる恐れがある。

㈱富士通ビジネスシステムは、当該設備を設計・製造及 び施工した会社であり, 当該設備を熟知した唯一の会社であ るため。(会計法第29条の3第4項)

1	契約年月日	平成 20 年 2 月 27 日
2	請負業者名	株式会社富士通ビジネスシステム
3	請負業者の住所	東京都文京区後楽一丁目7番27号
4	工 事 件 名	赤坂東邸電話交換機改修工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	電気通信工事
7	工 事 概 要	構內交換設備改修工事一式
8	工 期(自)	平成 20 年 2 月 28 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	2, 872, 800 円

1 請 負 業 者 名 : 株式会社大林組

2 工 事 件 名 : 賢所等改修第5回工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本件工事は、賢所等改修工事の継続工事である。

賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件である。本件工事に先だって行われた賢所等改修工事において、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど、これらの条件を全て満たす㈱大林組と随意契約を締結したものである。

また、本件工事は前回工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本件工事とが一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもあるため。(会計法第29条の3第4項)

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 2 月 27 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本社
3	請負業者の住所	東京都港区港南2丁目15番2号
4	工 事 件 名	賢所等改修第5回工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	改修工事一式
8	工 期(自)	平成 20 年 2 月 28 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	87, 465, 000 円

1	請負契約年月日	平成 19 年 4 月 2 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本社
3	請負業者の住所	東京都港区港南2丁目15番2号
4	工 事 件 名	賢所等改修第4回工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	改修工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 1 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	330, 750, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 2 月 29 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	79, 800, 000 円
14	変更後請負金額	410, 550, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 変更 壁・床・屋根等を改修する際に、事前調査では確認の取れなかった腐朽及び納まりの不具合が発見されたため、改修箇所を変更することとした。 また、耐震補強についても、既存図面が無いため、既存基礎地中部分の納まりを調査し、基礎形状及び補強部材の取付方法を確認・検討を行った結果変更することとした。

1	請負契約年月日	平成 19 年 4 月 2 日
2	請負業者名	株式会社淺沼組
3	請負業者の住所	大阪市天王寺区東高津町12番6号
4	工 事 件 名	正倉院事務所ほか新築第6回工事第1回変更
5	工事場所	奈良県奈良市雑司町 (正倉院内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 1 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	103, 950, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 3 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	8, 190, 000 円
14	変更後請負金額	112, 140, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 土木工事 当初計画では、構内は砕石舗装であったが、当初想定していたよりも 地盤及び排水の状態が悪く全体の舗装・雨水計画を見直しを行い追加変 更を行った。

1 請負契約年月日	平成 19 年 10 月 5 日
2 請 負 業 者 名	株式会社マクマ建装
3 請負業者の住所	東京都荒川区東日暮里5-52-4タイガービル1F
4 工 事 件 名	宮内庁庁舎長官室ほか改修工事第1回変更
5 工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6 工 事 種 別	建築一式工事
7 工 事 概 要	建築工事,電気設備工事,機械設備工事各一式
8 工 期(自)	平成 19 年 10 月 6 日
9 工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10 原契約請負金額	11, 130, 000 円
11 変更契約年月日	平成 20 年 3 月 3 日
12 変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は、原契約のとおり
13 変更増減請負金額	210,000 円
14 変更後請負金額	11, 340, 000 円
15 変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 変更 施工と同時に、室の利便性向上についてさらに打合せ・検討を重ねた結果、当初1つの室にする予定にしていた次長室について、予定していた間仕切り壁撤去及び撤去跡補修を取り止めた。また、防音性が懸念されたので、扉も防音性の高い遮音扉に変更することとした。

1	請負契約年月日	平成 19 年 12 月 17 日
2	請負業者名	中島建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都足立区堀之内一丁目2番11号
4	工 事 件 名	赤坂宿舎第16号建物外壁改修ほか工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂 (赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建物改修工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 12 月 18 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	10,500,000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 4 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	-834, 612 円
14	変更後請負金額	9, 665, 388 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 外壁改修部分について、仕上げ材によって隠されていた部分は、当初発注の段階では欠陥状況を正確に把握することが困難であった。工事を進めていく中で、欠陥状況を正確に把握することが可能となり、当初発注の段階で浮き部改修について一部取り止めることとする。

	3+ /2 +n //	TA 10 F 11 F 0 F
1	請負契約年月日	平成 19 年 11 月 8 日
2	請負業者名	東邦電気工業株式会社
3	請負業者の住所	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番23号
4	工 事 件 名	皇居第6変電所整備工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	電気工事
7	工 事 概 要	電気設備工事,建築工事,機械設備工事各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 11 月 9 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	61, 950, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 10 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	2, 415, 000 円
14	変更後請負金額	64, 365, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 本工事施工箇所のうち工事内容の一部が原設計においては不明確であったが、工事進捗とともに明確になったため、請負業者とも協議した結果、防水補修部及び床塗装仕様の見直しを行うこととする。

	3+ /2 +n //	TA 10 F 11 F 0 F
1	請負契約年月日	平成 19 年 11 月 8 日
2	請負業者名	東邦電気工業株式会社
3	請負業者の住所	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番23号
4	工 事 件 名	皇居第6変電所整備工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	電気工事
7	工 事 概 要	電気設備工事,建築工事,機械設備工事各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 11 月 9 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	61, 950, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 10 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	2, 415, 000 円
14	変更後請負金額	64, 365, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 本工事施工箇所のうち工事内容の一部が原設計においては不明確であったが、工事進捗とともに明確になったため、請負業者とも協議した結果、防水補修部及び床塗装仕様の見直しを行うこととする。

	at 2 to 20 to 0	T-A-00 F- 0 F- 00 F
1	請負契約年月日	平成 20 年 2 月 20 日
2	請負業者名	株式会社小金建設
3	請負業者の住所	栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井763番地3
4	工 事 件 名	御料牧場種鶏舎防鳥ネット取設ほか工事第1回変更
5	工事場所	栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢(御料牧場内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	種鶏舎防鳥ネット取設ほか各一式
8	工 期(自)	平成 20 年 2 月 21 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 26 日
10	原契約請負金額	4,021,500 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 12 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	840,000 円
14	変更後請負金額	4,861,500 円
15	変 更 理 由	主な変更理由は以下のとおりです。 1. 建築工事 防鳥ネット振れ止め金具は当初設計では相当の数量を計画していたが、ネットの巻き上げ・巻き下ろし作業時にネットの揺れが発生し、作業に支障が生じると同時にネット自体にも損傷が及ぶ恐れがあるため、振れ止め金具の取設を追加することとした。

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 清水建設株式会社

2 工 事 件 名 : 秋篠宮邸侍女棟改修その他工事

3 随 意 契 約 理 由 : 本工事は、秋篠宮邸内各所の改修及び修繕を行う工事である。

本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分に隣接しているため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。

この限られた時間内に意匠性を損なうことなく,確実に施工を完了させるためには,収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。

清水建設㈱は、当該施設の新築及び増築・改修工事を施し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 3 月 17 日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸侍女棟改修その他工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工事種別	建築一式工事
7	工 事 概 要	侍女棟改修ほか一式
8	工 期(自)	平成 20 年 3 月 18 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請負金額	9, 240, 000 円

随意契約理由書

1 請 負 業 者 名 : 中島建設株式会社

2 工 事 件 名 : 赤坂宿舎第16号建物外壁改修ほか第2回工事

3 随意契約理由: 本工事は,前回工事からの継続工事であり,同一の建築

物の修繕を目的とする工事であること、また前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。

(会計法第29条の3第4項)

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 3 月 17 日
2	請負業者名	中島建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都足立区堀之内1丁目2番11号
4	工 事 件 名	赤坂宿舎第16号建物外壁改修ほか第2回工事
5	工事場所	東京都港区元赤坂 (赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建物外壁改修ほか一式
8	工 期(自)	平成 20 年 3 月 18 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	請負金額	13, 072, 500 円

	/ to // /	T-A 00 /
1	請負契約年月日	平成 20 年 3 月 17 日
2	請り業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸侍女棟改修その他工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	侍女棟改修ほか一式
8	工 期(自)	平成 20 年 3 月 18 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	9, 240, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 25 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	262, 500 円
14	変更後請負金額	9, 502, 500 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1.建築工事
		防音性が懸念されたため、壁面のボード張りを追加することとした。
1 1		1

1	請負契約年月日	平成 19 年 6 月 19 日
2	請 負 業 者 名	第一工業株式会社
3	請負業者の住所	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
4	工事件名	赤坂設備センター新築機械設備工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂 (赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	管工事
7	工 事 概 要	機械設備工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 6 月 20 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	53, 550, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 19 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	199, 500 円
14	変更後請負金額	53, 749, 500 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 空気調和設備 機械室機器ラッキングの保温について,機械室の他の工事の進捗状況 等を考慮した結果,ラッキング表面の傷・へこみ等による手戻りの懸念が無くなったため,追加することとした。

	3+ A + 1 /	
1	請負契約年月日	平成 19 年 11 月 8 日
2	請負業者名	第一工業株式会社
3	請負業者の住所	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
4	工 事 件 名	赤坂設備センター新築機械設備第2回工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	管工事
7	工 事 概 要	機械設備工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 11 月 9 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	60, 900, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 19 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	3, 276, 000 円
14	変更後請負金額	64, 176, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 空気調和設備 メーカーと詳細な打合せを行い、想定している屋外機では、流量バランスが不均一になる恐れがあることが判明したため、流量バランスを均一化させるために配管経路等を変更することとした。 さらに、消音対策として、屋外機置場の壁面に消音材を貼ることとした。

		T
1	請負契約年月日	平成 19 年 10 月 30 日
2	請負業者名	株式会社関電工
3	請負業者の住所	東京都港区芝浦4丁目8番33号
4	工 事 件 名	赤坂設備センター新築電気設備ほか第2回工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	電気工事
7	工 事 概 要	電気設備工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 10 月 31 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	33,600,000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 19 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	1,050,000 円
14	変更後請負金額	34,650,000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 電気設備工事 掘削工事を実施したところ、配管を埋設する予定の深さと同じ深さ に、既設配管が確認された。既設配管を回避するために、掘削する深さ をより深く変更することとした。また、当初想定していなかった障害物 も出てきたため、撤去工事を追加することとした。

_	=±	東藤 10 年 10 日 10 日
1	請負契約年月日	平成 19 年 12 月 10 日
2	請負業者名	株式会社オザキ
3	請負業者の住所	東京都江戸川区鹿骨4丁目17番16号
4	工 事 件 名	宮内庁庁舎東口玄関庇改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	宮内庁庁舎東口玄関庇改修一式
8	工 期(自)	平成 19 年 12 月 11 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	4, 095, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 21 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	262, 500 円
14	変更後請負金額	4, 357, 500 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 設計時, 当該玄関庇屋根を確認したところ, シート防水が施されており, 天窓は確認されなかったが, 既存飾り枠を撤去し, 屋根シート防水を撤去したところ天窓が確認された。天窓の鋳物枠, 硝子ブロック等に表面劣化が見られ, 新規飾り枠取付後に表面材が落下する恐れがあるため, 補修することとする。

4	幸 4 初 66 年 日 日	亚片 10 年 11 日 0 日
1	請負契約年月日	平成 19 年 11 月 2 日
2	請負業者名	株式会社田島工務店
3	請負業者の住所	東京都世田谷区弦巻3丁目26番4号
4	工 事 件 名	窓明館附属手洗所整備工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	窓明館附属手洗所整備ほか各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 11 月 3 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	56, 175, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 21 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	1,092,000 円
14	変更後請負金額	57, 267, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 新規開口部に係る梁部分の安全性について再検討を行った結果、安全性を高めるため補強することとした。また、利用者の安心感を高めるために壁付けのベビーキープから床付けのベビーキープへと変更し、利便性向上のために、ピクトサイン及び衝立のデザイン変更をすることとする。

1	請負契約年月日	平成 20 年 1 月 21 日
2	請 負 業 者 名	葛西建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都江戸川区春江町2丁目5番9号
4	工 事 件 名	輪王寺宮墓地外構塀改修その他工事第1回変更
5	工事場所	東京都台東区上野公園(輪王寺宮墓地内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事、庭園工事ほか各一式
8	工 期(自)	平成 20 年 1 月 22 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	11,025,000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 21 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	189,000 円
14	変更後請負金額	11, 214, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1 建築工事 輸王寺の看板, 蔦等があり事前調査では確認出来なかった木製目隠し 塀を工事の進捗とともに発見した。当該塀について, 改めて調査を行っ た結果, 改修することとする。

		T
1	請負契約年月日	平成 19 年 12 月 11 日
2	請負業者名	塚本建設株式会社
3	請負業者の住所	群馬県藤岡市小林402番地
4	工 事 件 名	皇居養蚕所屋根改修ほか工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	皇居養蚕所屋根改修ほか一式
8	工 期(自)	平成 19 年 12 月 12 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	66, 150, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 21 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	13, 125, 000 円
14	変更後請負金額	79, 275, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 屋根葺き材を外したところ、下地に欠陥が見つかったため、この修繕を追加で行うこととした。また、地上からでは確認出来なかったタルキ小口の欠陥部分の修繕も併せて行うこととした。

1	請負契約年月日	平成 20 年 2 月 7 日
2	請 負 業 者 名	株式会社山中商会
3	請負業者の住所	宇都宮市北若松原1-5-3
4	工 事 件 名	御料牧場第1倉庫ほか改修工事第1回変更
5	工 事 場 所	栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢 (御料牧場内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	第1倉庫改修ほか各一式
8	工 期(自)	平成 20 年 2 月 8 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	17, 556, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 24 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	93, 450 円
14	変更後請負金額	17, 649, 450 円
15	及 义 垤 山	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 本工事のうち宿舎改修工事について、工事着工後、居室等の床に不具合が確認されたため改修工事を追加することとする。

1	基色 切	平成 19 年 12 月 5 日
1	請負契約年月日	
2	請負業者名	株式会社新幸建設
3	請負業者の住所	逗子市山の根3丁目5番22号
4	工 事 件 名	葉山御用邸自動車車庫改築ほか工事第1回変更
5	工事場所	神奈川県三浦郡葉山町一色(葉山御用邸内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	自動車車庫改築ほか一式
8	工 期(自)	平成 19 年 12 月 6 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	56, 700, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 24 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	3, 675, 000 円
14	変更後請負金額	60, 375, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1.建築工事 既存自動車車庫は大正5年築の建物であり、基礎形状も不明であったため、同規模の建物で基礎形状等を想定し、発注した。しかし、解体する基礎が想定以上に多いため、撤去工事を追加することとする。また、御殿棟の雨戸について、改修後、既存の雨戸レールを再使用しようとしたところ、想定以上にレールの継ぎ目の引っ掛かりや歪みがあったため、レールを取り替えることとする。

1	請負契約年月日	平成 19 年 4 月 2 日
2	請負業者名	株式会社淺沼組
3	請負業者の住所	大阪市天王寺区東高津町12番6号
4	工 事 件 名	正倉院事務所ほか新築第6回工事第2回変更
5	工事場所	奈良県奈良市雑司町 (正倉院内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 1 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	既 契 約 請 負 金 額	112, 140, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 24 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	20, 160, 000 円
14	変更後請負金額	132, 300, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 渡り廊下及び車庫棟の新設にあたり、存置建物の一部分が支障となることが工事の進捗とともに判明したため、支障となる箇所の撤去工事を追加することとした。

1	請負契約年月日	平成 19 年 11 月 22 日
2	請 負 業 者 名	株式会社淺沼組
3	請負業者の住所	大阪市天王寺区東高津町12番6号
4	工 事 件 名	正倉院事務所ほか新築第7回工事第1回変更
5	工事場所	奈良県奈良市雑司町 (正倉院内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事一式
8	工 期(自)	平成 19 年 11 月 23 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	66, 150, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 24 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	11, 235, 000 円
14	変更後請負金額	77, 385, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 形状、納まりを総合的に再確認した結果、庶務課事務室ロフト開口部にカバーを取り付けることとした。また、結露対策として、視線カットのガラス用フィルム貼りを一部施すこととした。

	at to the state of	
1	請負契約年月日	平成 20 年 2 月 29 日
2	請負業者名	株式会社淺沼組
3	請負業者の住所	大阪市天王寺区東高津町12番6号
4	工 事 件 名	正倉院事務所ほか新築第8回工事第1回変更
5	工 事 場 所	奈良県奈良市雑司町 (正倉院内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事一式
8	工 期(自)	平成 20 年 3 月 1 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	47, 250, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 24 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	6,615,000 円
14	変更後請負金額	53, 865, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。
		1. 土木工事 既存建物の撤去跡地を苑路として利用することとなったため、苑路の
		整備を追加することとした。
		•

1	建 名 初 纷 左 口 口	亚成 10 年 19 日 7 日
1	請負契約年月日	平成 19 年 12 月 7 日
2	請負業者名	大成ロテック株式会社関東支社
3	請負業者の住所	東京都江東区塩浜2丁目7番20号
4	工 事 件 名	皇居百人番所前道路改修ほか工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	ほ装工事
7	工 事 概 要	土木工事、機械設備工事ほか各一式
8	工 期(自)	平成 19 年 12 月 8 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	97, 650, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 24 日
12	変更後工期(至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	7, 350, 000 円
14	変更後請負金額	105, 000, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 土木工事 地中障害物を避けるため、雨水排水路経路を変更することとした。 2. 機械設備工事 地中障害物を避けるため、埋設配管経路を変更することとし、それに 伴い溶接配管工事を追加することとした。

1	主	亚比 10 年 0 月 01 日
1	請負契約年月日	平成 19 年 9 月 21 日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工 事 件 名	皇居霜錦亭改修ほか工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田(皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事,電気設備工事ほか一式
8	工 期(自)	平成 19 年 9 月 22 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	74, 025, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 25 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	9, 870, 000 円
14	変更後請負金額	83, 895, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 建築工事 事前の調査では確認出来なかった腐朽箇所が工事の進捗とともに確認された。また、白蟻被害による木部の損傷も著しく見受けられたため、これら腐朽箇所等の改修を追加することとする。

1	請負契約年月日	平成 20 年 1 月 31 日
2	請負業者名	株式会社日比谷アメニス
3	請負業者の住所	東京都港区三田四丁目7番27号
4	工 事 件 名	赤坂御用地大土橋池環境保全整備工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工 事 種 別	造園工事
7	工 事 概 要	修景施設整備工ほか各一式
8	工 期(自)	平成 20 年 2 月 1 日
9	工 期(至)	平成 20 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	59, 850, 000 円
11	変更契約年月日	平成 20 年 3 月 25 日
12	変 更 後 工 期 (至)	工期(至)は,原契約のとおり
13	変更増減請負金額	3,990,000 円
14	変更後請負金額	63, 840, 000 円
15	変 更 理 由	主な変更点は以下のとおりです。 1. 基盤整備